ナンバープレートの見方

■検査対象軽自動車

札幌 40 **520-46**

▲自家用(黄地に黒文字)

▲事業用(黒地に黄文字)

■登録自動車(普通板)

札幌599 *** | 2-89** 札幌599

▲自家用(白地に緑文字)

▲事業用(緑地に白文字)

■登録自動車(大板)

札幌 199 **24-68**

▲自家用(白地に緑文字)

札幌 199 **524-68**

▲事業用(緑地に白文字)

登録自動車で大板プレートを取りつける自動車は、普通自動車で、車両総重 量が8t以上の車、最大積載量が5t以上の車、または、乗車定員が30人以上 の車です。

陸運支局を表す文字

種別及び用途を表す数字

封印

₼札幌599 **24-68**

自家用、事業用を表す文字

4桁以下の一連番号

管轄する陸運支局を表す文字

札幌	又は札	札幌陸運支局管内の車を表す
函館	又は函	函館陸運支局管内の車を表す
室蘭	又は室	室蘭陸運支局管内の車を表す
帯広	又は帯	帯広陸運支局管内の車を表す
釧路	又は釧	釧路陸運支局管内の車を表す
北見	又は北	北見陸運支局管内の車を表す
旭川	又は旭	旭川陸運支局管内の車を表す

■種別及び用途を表す数字

●登録自動車

1、10から19まで	貨物の運送の用に供する
及び100から199まで	普通自動車
2、20から29まで	人の運送の用に供する乗車
及び200から299まで	定員11人以上の普通自動車
3、30から39まで	人の運送の用に供する乗車
及び300から399まで	定員10人以下の普通自動車
4、6、40から49まで、60から 69まで、400から499まで及び 600から699まで	貨物の運送の用に供する 小型自動車
5、7、50から59まで、70から 79まで、500から599まで及び 700から799まで	人の運送の用に供する 小型自動車
8、80から89まで 及び800から899まで	キャンピング車、広告宣伝用自動車、 霊きゅう自動車その他特種の用途に 供する普通自動車及び小型自動車
*9、90から99まで	大型特殊自動車
及び900から999まで	(次に規定するものを除く)
0、00から09まで	自動車抵当法第2条ただし書に
及び000から099まで	規定する大型特殊自動車

●検査対象軽自動車

40から49まで	貨物の運送の用に供する自動車
50から59まで	人の運送の用に供する自動車
80から89まで	散水自動車、広告宣伝用自動車、 霊柩自動車、その他特種の用途 に供する自動車

■自家用・事業用を表す文字

●登録自動車

事業用	あ.い.う.え.か.き.く.け.こ.を
自家用	さ.す.せ.そ.た.ち.つ.て.と.な.に.ぬ.ね. の.は.ひ.ふ.ほ.ま.み.む.め.も.や.ゆ.ら. り.る.ろ *レンタカー わ.れ

●検査対象軽自動車

事業用	U.h
自家用	あ.い.う.え.か.き.く.け.こ.さ.す.せ.そ. た.ち.つ.て.と.な.に.ぬ.ね.の.は.ひ.ふ. ほ.ま.み.む.め.も.や.よ.ら.る.を *レンタカー わ

▶検査対象外軽自動車

二輪の軽自動車(排気量が250cc以下) 1 札幌あ等 特殊な軽自動車(スノーモービル等) 0 札幌あ等

●二輪の小型自動車 軽自動車以外(検査を受ける必要のあるもの) 札幌ま 等